

令和3年度 加古川市英語活動支援事業  
労働者派遣業務委託事業者選定プロポーザル  
募集要領（公募型）

加古川市教育委員会  
教育指導部学校教育課  
(令和3年1月)  
令和3年1月一部変更

## 1 趣旨

加古川市教育委員会（以下「教育委員会」という）では、急速な国際化の進展に伴い、英語教育は極めて重要な役割を担っているとの考えのもと、市内の保育園・幼稚園及び小中学校で実施する外国語活動及び英語教育において、英語を通じてコミュニケーション能力の素地・基礎を養うとともに、発信力を高め21世紀のグローバル社会で必要となる実践的な「生きる力」を養うことをめざし、英語活動を支援している。

そこで、平成4年度より中学校に、平成17年度より小学校に、英語を母語とする外国語指導助手（Assistant Language Teacher 以下「ALT」という）を派遣し、英語教育の充実及び国際理解教育の進展を図ってきた。さらに、平成23年度から、小学校外国語活動が5・6年生で必修となり、平成24年度から、中学校の英語授業が週3時間から週4時間に変更することにともない、ALTの配置拡大や派遣先の拡充を含めた英語活動を、加古川CAN-DOプランと称して実施している。

これらを踏まえ、加古川市英語活動支援事業労働者派遣業務委託の実施にあたっては、価格のみではなく事業者（配置するALTを含む。）に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）及び契約候補者の次に契約の相手方となる候補者（以下「次点者」といい、契約候補者及び次点者を「契約候補者等」という。）を選定するものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名：加古川市英語活動支援事業労働者派遣業務
- (2) 業務の目的：急速な国際化の進展に伴い、英語教育は極めて重要な役割を担っている。そこで、市内の学校園において、ALTを交えた授業や活動を中心に英語教育の充実及び国際理解教育の進展を図る。
- (3) 業務内容：ALTは、教員と協力した効果的なチームティーチングの実施や外国語活動、英語及び総合的な学習（国際理解教育）に関する教材作成や採点業務、教員の要請に応じ授業手法等への助言など、加古川CAN-DOプランと称した本市独自の英語活動業務に従事する。
- (4) 履行期間：令和4年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 施行予定総額（予算額）

215,325,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）を上限とする

## 4 プロポーザルの型式

本業務は公募型プロポーザルにより契約候補者等を決定するものとする。

## 5 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、加古川市英語活動支援事業労働者派遣業務プロポーザル選定委員会設置要領に定める選定委員会が行うものとする。

## 6 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、指定期日までに市に参加申込みをし、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）の通知を受けた場合にプロポーザルに参加できるものとする。
- (2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、契約候補者等の選定を受けるものとする。
- (3) 市は、選定の結果、得点が上位1位となった者を「契約候補者」、上位2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 契約候補者等の選定に関する日程については、「15 日程及び提出書類等」のとおりとする。

## 7 参加資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

事業所の所在	加古川市まで公共交通機関で2時間以内に到着可能な範囲に本店又は契約締結権限を委任する営業所等を有する者であること。 ※加古川市とは、JR加古川駅を指す ※2時間以内とは、最寄り駅からJR加古川駅に到着するまでの時間とする（午前8時～午後5時までに出発して、1時間に2本以上2時間以内に到着する便があること） ※契約締結権限を委任するとは、入札参加資格申請にかかる契約締結権限の委任を指す
入札参加資格	加古川市財務規則（昭和44年規則第13号）第76条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること (2) 市税を滞納していないこと。 (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
入札参加停止措置	プロポーザル参加表明書の公募開始日から契約締結日までにおいて、加古川市指名停止基準（平成6年告示第166号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
派遣事業許可	労働者派遣法に基づく派遣事業許可を受けていること。
業務実績	平成30年度以降、自治体との間に本市と同規模（ALTの派遣人数15人以上）の事業実績があり、本市の委託内容を確実に遂行できること。

経営の安定性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は、当該業務委託の参加表明前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者でないこと。</li> <li>・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと。</li> </ul> <p>ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。</p>
契約の相手方としての適格性	加古川市契約からの暴力団排除に関する要綱（平成24年3月16日総務部長決定）に規定する暴力団等でないこと。
その他	その他公平な競争の妨げになる行為、事実等がないこと

## 8 説明会

説明会は開催しない。

## 9 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込

参加希望者は、「プロポーザル参加表明書」（様式1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、関係書類を添えて次のとおり学校教育課に提出すること。

※加古川市との契約締結権限を有する者（加古川市入札参加資格者登録において営業所等に契約締結権限を委任している場合は営業所等）の名称、使用印鑑で作成

#### ① 関係書類

ア 会社概要票（様式2）

※労働者派遣事業の許可書の写しを添付する

イ 業務実績調書（様式3）

ウ 業務実績を証明するもの（契約書の写し等）

エ 加古川市市税確認承諾書（様式4）

※加古川市入札参加資格者登録において加古川市との契約締結権限を営業所等に委任している場合でも、受任者ではなく法人の所在地・名称・代表者名で作成

※課税の有無に関わらず提出

オ 国税納税証明書（その3の3様式）

※国税納税証明書は令和3年10月1日以降に発行したものに限る

カ 会社概要（パンフレットなど任意）

#### ② 提出期限、提出方法等

提出期限：令和3年12月9日（木）17時 必着

提出方法：学校教育課窓口に直接持参か、郵便書留とする。

電子メールでの提出は不可。

提出場所：加古川市役所 新館 8 階 教育指導部学校教育課  
〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

## (2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加表明書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査し、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書兼企画提案書等提出依頼書」（様式 5）又は「参加資格審査結果通知書」（様式 6）により、令和 3 年 12 月 14 日（火） までに参加希望者に通知するものとする。

参加資格審査結果通知書を受領した者は、この決定について、通知日の翌日から起算して 5 日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって学校教育課に説明を求めることができるものとする。

## (3) 参加を辞退する場合

参加希望者又は参加者が参加を辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退書」（様式 8）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書提出締切日までに学校教育課に提出するものとする。

## 10 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

- (1) 質問がある場合は、「質問書」（様式 9）に質問事項を記載のうえ、令和 3 年 12 月 17 日（金）17 時 までに、電子メールにより学校教育課宛に送信すること。メールの件名は「加古川市英語活動支援事業労働者派遣業務プロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。
- (2) 質疑に対する回答は、「質問回答書」（様式 10）により、参加者全員に電子メールで、令和 3 年 12 月 21 日（火）までに回答する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

## 11 企画提案について

### (1) 企画提案書等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は 1 者につき 1 件とし、以下の書類を提出することとする。なお、企画提案書等に記載された内容については、③見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

#### ① 企画提案書の提出について

「企画提案書等提出届」（様式 7）に必要事項を記入し、代表者印を押印すること。

※加古川市との契約締結権限を有する者（加古川市入札参加資格者登録において営業所等に契約締結権限を委任している場合は営業所等）の名称、使用印

## **鑑で作成**

### ② 企画提案書

企画提案書作成要領（別紙）を参照のうえ、同要領に規定する項目順に作成すること。

### ③ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を施行予定額の範囲内で作成する（様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと）。金額は消費税等込みの金額を記入すること。

### (2) 提出部数

- ・正本 1部
- ・副本 9部

### (3) 提出の期限、方法及び場所

提出期限：令和4年1月7日（金）17時 必着

提出方法：学校教育課窓口に直接持参か、書留郵便とする。

電子メールでの提出は不可。

提出場所：加古川市役所 新館8階 教育指導部学校教育課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

### (4) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

## 12 プрезентーション等による審査

### (1) 参加資格審査通過者を対象にプレゼンテーションを実施する。

※ 詳細は、各者に別途連絡する。

日程：令和4年1月26日（水）

場所：加古川市国際交流センター 201号室

加古川市野口町良野387-1

時間：準備完了後、説明20分、質疑15分を予定

ア プrezentationは、市に提出した企画提案書を使用して説明することとし、資料の差替え・追加は認めない（スクリーン等に投影して説明する場合を含む）。ただし、誤字脱字等がある場合に限り、プレゼンテーション時に説明をすることは差し支えない。

イ プrezentationに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、プロジェクタとスクリーンは市が用意する。

ウ 参加者の出席者は5名以内とする。

- エ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。
- (2) プrezentationにより契約候補者等を選定する。
- ア 契約候補者への通知  
「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式 11）により通知する。
- イ 次点者への通知  
「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式 12）により通知する。
- ウ 上記ア及びイ以外の者への通知  
「プロポーザル選定委員会結果について（通知）」（様式 13）により通知する。
- (3) 上記(2)の通知は、審査終了後、7日以内に通知する。
- (4) 契約候補者に選定された者以外の者は、その理由について、通知日の翌日から起算して5日以内（土・日曜、祝日を除く。）に、書面をもって学校教育課に説明を求めるものとする。

### 13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、別紙採点基準表により、契約候補者及び次点者を決定する。なお、合計点が同じ場合は、出席委員等の多数決で決定し、可否同数のときは、委員長が決定する。

また、合計点のうち提案額の評価点を除いた800点満点中400点に満たない者は、契約候補者等に選定しない。

### 14 契約締結に向けての協議

#### (1) 仕様等の確定について

学校教育課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものでない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで本契約の仕様に反映させることができる。次点者においても同様とする。

#### (2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。

ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

#### (3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

#### (4) 契約保証金について

受注者は、当業務の契約締結までに契約金額（3年間総額（税込））の100分の10の額以上の契約保証金を納付すること。ただし、受注者が契約保証金に代わる担保の提供をした場合、又は発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合においては、契約保証金の納付を免除するものとする。

### 15 日程及び提出書類等

事務等の名称	日程・締切	提出書類等	
参加申込	令和3年12月 <u>9日(木)</u> 17時まで（必着）	様式1～様式4、必要書類	参加希望者⇒市
参加資格審査結果の通知	令和3年12月 <u>14日(火)</u> 12時までに発送	様式5又は様式6	市⇒参加希望者
質問締切	令和3年12月 <u>17日(金)</u> 17時まで	様式9	参加者⇒市
質問に対する回答	令和3年12月21日(火) 17時まで	様式10 メールで回答	市⇒参加者
企画提案書提出	令和4年1月7日(金) 17時まで（必着）	様式7 企画提案書 見積書	正本1部 副本9部 参加者⇒市
プレゼンテーション等による審査	令和4年1月26日(水)	—	—
プレゼンテーション等による審査選定結果等の通知	令和4年1月28日(金) 12時までに発送	様式11～様式13	市⇒参加者
契約候補者との協議	令和4年2月8日(火)まで	—	—
次点者との協議	令和4年2月16日(水) まで※1	—	—
契約締結日（予定）	令和4年2月21日(月)	(契約書)	—
業務の履行開始	令和4年4月1日(金)	—	—

※1 契約候補者との協議が整った場合は、市は速やかに次点者にその旨および次点者との協議を行わないことを通知する。

## 16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加古川市情報公開条例に基づき対応する。

## 17 その他

- (1) 参加者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。
  - ① 提出書類の提出期限を過ぎた場合
  - ② 募集要領、企画提案書作成要領に定める事項に違反した場合
  - ③ 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合

- ④ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
  - ⑤ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合
- (2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。
- (3) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配付できるものとし（個人情報および企画提案書の内容を除く）、参加希望者はこのことに同意のうえ参加申込をすることとする。
- (4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。
- (5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。
- (6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するものとする。

#### 18 問い合わせ先

加古川市役所教育指導部学校教育課 担当：城、記村  
電 話：079-427-9354  
F A X：079-421-4422  
E-mail：gakkou@city.kakogawa.lg.jp

#### 19 施行期間

本要領は、令和3年11月15日から施行し、選定委員会が契約候補者等の選定を終了したことをもって廃止する。

以 上